

お早く次へ回してください

福祉課からのお知らせ

■白内障補助眼鏡等の購入費を助成します。

白内障により手術を受けた高齢の方に対し、白内障補助眼鏡等の購入費の一部を助成します。

対象者 次の全ての項目に該当する方

- ・大洗町に住所があり、現に居住している満65歳以上の方
- ・住民税本人非課税の方
- ・手術後、日常的に補助眼鏡等の使用が必要と医師が認める方

助成金額 白内障補助眼鏡等購入費の2分の1以内（上限10,000円）

対象用品 補助眼鏡・特殊眼鏡・コンタクトレンズ

■補聴器の購入費を助成します。

聴力低下により日常生活で補聴器が必要とされる高齢の方に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。

対象者 次の全ての項目に該当する方

- ・大洗町に住所があり、現に居住している満65歳以上の方
- ・住民税本人非課税の方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・日常的に補聴器が必要と医師が認める方

助成金額 補聴器購入費の2分の1以内（上限10,000円）

対象用品 医療機器としての「補聴器」

※「集音器」は不可

※詳しくはお問合せください。

問合せ 福祉課 高齢者支援係（内線153）

茨城県最低賃金と茨城県特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最低賃金名		時間額	効力発生日
茨城県最低賃金		1,005円	令和6年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	1,098円	令和6年12月31日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等）	1,055円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（電気・精密機械器具等製造業）	1,052円	
各種商品小売業		1,005円	改正なし（令和6年10月1日から茨城県最低賃金が適用）

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低金額で契約したものとみなされます。

問合せ 茨城労働局 賃金室 ☎ 224-6216

駅横マルシェ開催のお知らせ

大洗駅隣「うみまちテラス」前にて、「駅横マルシェ」を開催します。

当日は、旬の野菜や果物、焼き立てパンの他、干し芋もお買い得価格で販売します。皆さんお誘い合わせの上、お越しください。

日時 2月2日(日) 10:00～12:00

※雨天中止、売り切れ次第終了。

開催場所 大洗町観光情報交流センター

「うみまちテラス」前（大洗駅隣）

問合せ 大洗町観光情報交流センター

「うみまちテラス」☎ 266-0788

水道管に凍結対策を

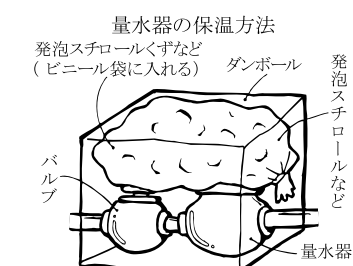
夜に冷え込んで気温が氷点下以下になると、凍結による水道管の破裂が多くなります。特に風あたりの強い所や日陰、北向きにある水道管や量水器には、凍結対策をしてください。

凍結対策はこうに

◇水道管に防寒具をつけていない

家庭では、お早めに保温材を取り付けるようお勧めします。

◇夜間、蛇口を少しだけ開けて水を出したままにすると、凍結対策になります。水道料金がかかりますので、出しすぎにはご注意ください。



◇量水器は、ビニール袋に発泡スチロールやぼろ布を詰めたものを量水器の箱の中に入れ、さらに段ボールなどを載せて保温してください。

凍って水が出ないときは

水道管や蛇口にタオルなどを巻き、蛇口を開け、その上からぬるま湯をかけて、溶かしてください。直接熱いお湯をかけると、管が割れることがあります。漏水の場合は量水器の中にあるバルブを右に回すと水が止まります。

問合せ 上下水道課 ☎ 267-5125

冬道の積雪や路面凍結に注意

運転者は安全運転を行う注意義務があるため、冬用タイヤの装着およびタイヤチェーンの携行をお願いします。

インフルエンザ等の予防のため、人混みではマスク・帰宅したら手洗い・うがいを忘れずに！